

# 都市のデザイン

# 1. 都市の風景計画(欧米)

## (1) ヨーロッパの景観基準は具体的

# 1) 街路の物理的環境を一定水準に維持保全することに端を発した建築線や道路斜線の制限

- 街路に面したファサード(建物のおもて面)の位置やプロポーションの規定(パリ)
- 建物の形態(階数、軒高、建ぺい率、隣棟間隔、建築様式など)の詳細な規定(ドイツの各都市)
- 広場や空地などのパブリックスペースの景観保全
- 屋外広告物や工作物の規制

## 2) 都市の重要なモニュメントや歴史的地区を保全することを目的とした計画的規制

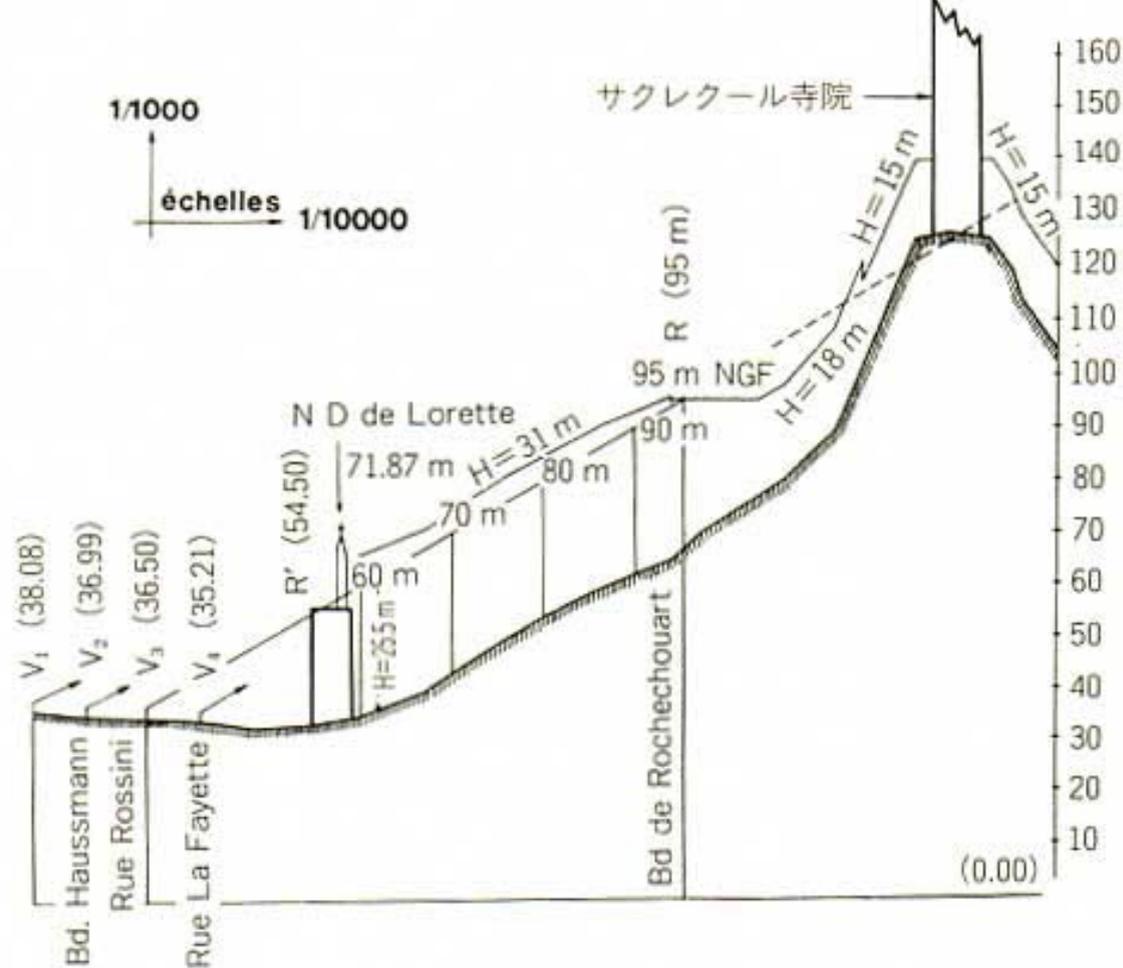
- 都市内に残された歴史的建造物などのランドマークの保全
- 歴史的建造物などを都市の景観資源として評価
- モニュメントの周辺にこれと調和する環境を保全するための規制

### 3) 都市内外のランドマークを望む眺望、もしくはランドマークからの眺望を保全するための計画

- 都市に特色をもたらしている眺望と視点場を戦略的に選択し、その保護を通じて都市のアイデンティティの保全を図る。
- ランドマークに対する眺望を遮らないように手前や後背地区の最高高さを段階的に規制(フェゾー規制;パリ)

## 4) 都市を取り巻く周辺地域まで取り込んだ風景の保全計画

- 都市を遠望できる周辺部からの都市の風景と一体となった農地の保全(都市の外側からの眺望)
- 都市内部から眺望できる周辺の自然環境としての川や山並みの眺望の保護



山裾のモニュメントと山頂部のモニュメント双方の眺望景観を守るために定められた高さ規制の断面模式図。山裾の背景をコントロールするフュゾー（紡錘体）規制と山腹の絶対高さ規制、山頂モニュメント周辺の建物高さ規制の3種のコントロールが複合してかけられている

図1・2 パリ、サクレクール寺院周辺の高さ規制断面図 面的な高さ規制と眺望景観保護のためのフュゾー規制とが重複している（出典：plan d'occupation des sols de la ville de Paris, protection generale du cite de Paris, methode d'etude geometrique des fuseaux de protection）

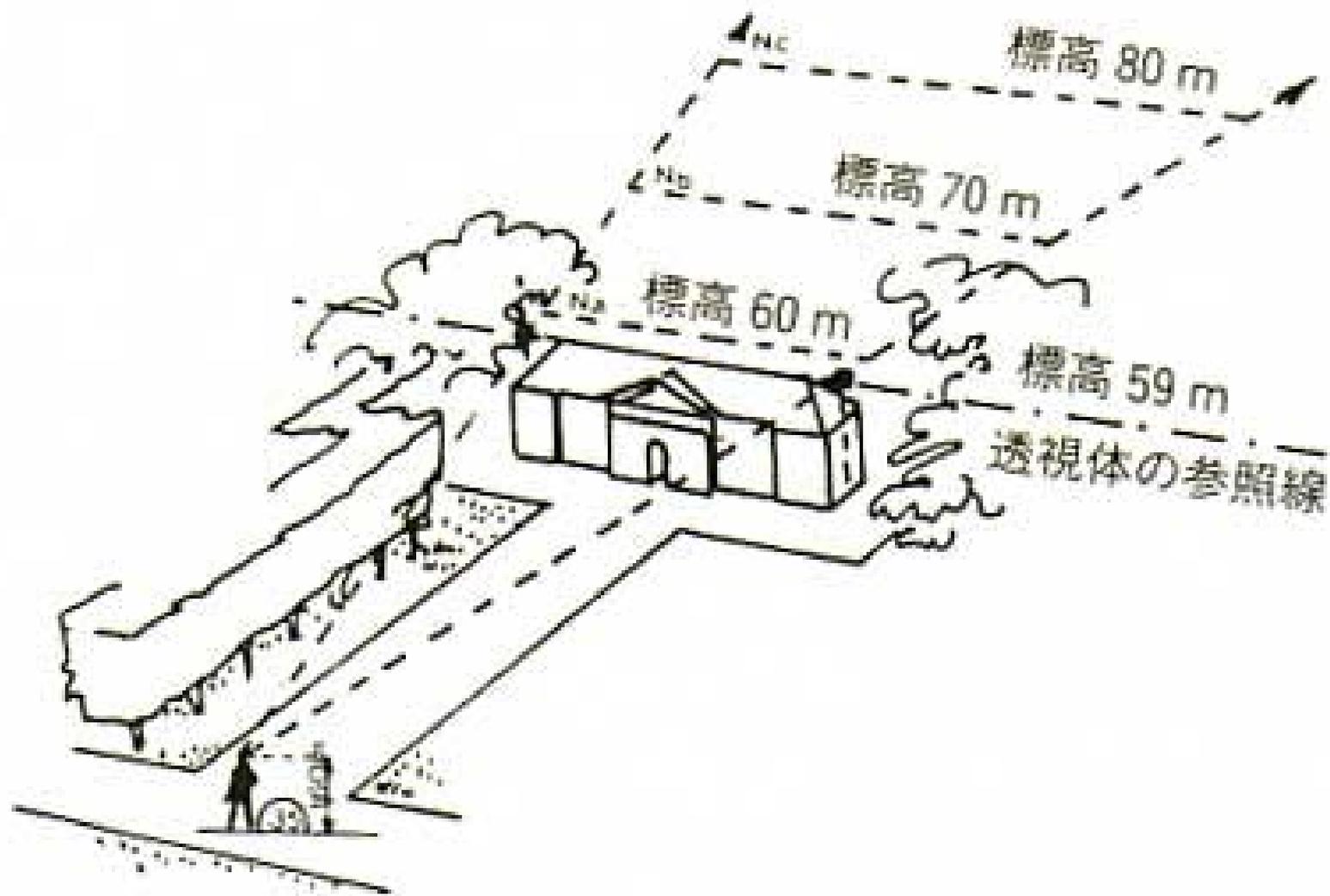
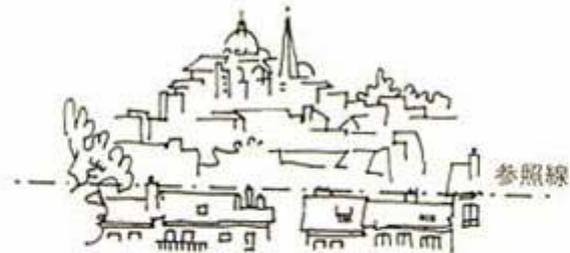


図 3・17 フュゾー規制の基本的な考え方、パリ市



「パースペクティブ」



「パノラマ」



「切通し」

図3-18 フュゾー規制の3つのタイプ、パリ市(出典：1994年版パリ市土地占用計画)

# 1. 都市の風景計画 (欧米)

## (2) 個人の財産権の制限について

# 個人の財産権の制限について

## 1) ヨーロッパ

**国土の風景を保全することは国家的責務**

**都市は文化的な作品であり、都市内の開発権は所有者のみに帰属するものではない。**

**風景を保全するために個人の財産がある程度制限されるのは当然**

# 個人の財産権の制限について

## 2) アメリカ

財産は個々人が自らの手で守り抜くものである。

土地の合理的利用の側面などから、合憲的な網をかぶせた。(20世紀初頭からの判例の積み重ね)

美観規制は公共の福祉の一部

視覚的公害の除去

周辺自然環境と調和した美観に価値を

## 2. 都市の風景計画(日本)

# (1) 日本の景観基準は精神論的

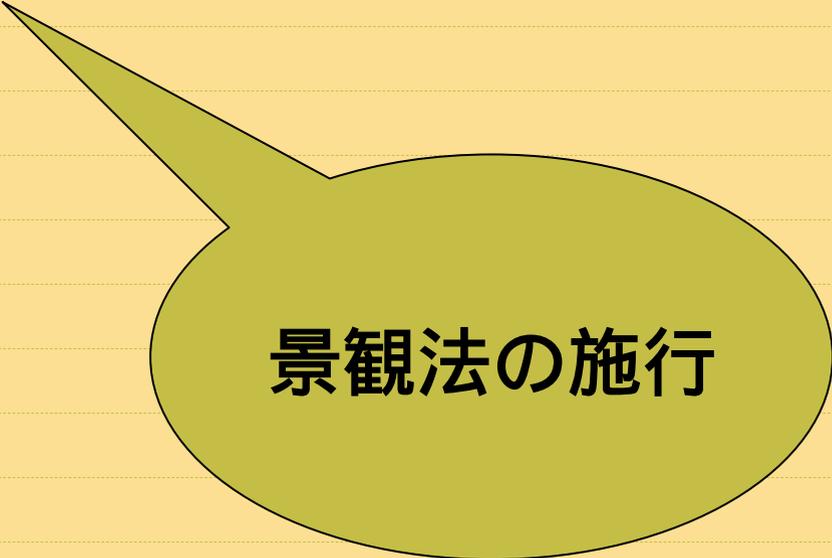
- わが国の市街地は、1960年代からのほぼ30年間でつくられたといっても過言ではない。
  - ✓ 近代建築が無秩序に建ち並ぶ都心部
  - ✓ 郊外の新興住宅地開発
  - ✓ 歴史的経緯を踏まえない独善的な開発(商業的視点を重視した開発)
  - ✓ 個人の価値観・審美眼のみにもとづいた住居の設計
- 多くの自治体で景観基準を作成しているが、建築物などのデザインに具体的な基準を提示している例はきわめて稀で、ほとんどが「周囲の景観に配慮した計画とすること」という精神論的表現で終わっている。

## (2) 強制力を持たない景観規制

- 各種の景観規制は確固たる強制力を有していない。
- 景観を論拠とした規制を行うための法的理論的枠組みの構築が遅れている。
- 景観形成のための協議の仕組みが不透明。
- 地図上に具体的な景観規制を示していない。
- 建築の許認可プロセスの中に景観行政をどのように組み込んでいくかが定式化されていない。
- 個々の建築行為に関して後追いの的に誘導を行う対応に終始

## (2) 強制力を持たない景観規制

- 総合的な視点であらかじめ望ましい地区の風景像を提起し、それを規制誘導の具体的根拠とするような仕組みが欠落している。



景観法の施行

連続する街並み・空間の美しさが  
都市美をつくる

# 連続性のある都市空間

- 一つの建築、一つの公園がいかに美しくあるいは個性的な空間を実現していても、それだけでそこに都市の趣が感じられることにはならない。ある種の空間が連続して存在するとき、そこに我々は都市の趣を感じ取っている。街並みの美しさは、建築物やオープンスペースが連続してつくる美しさのことである。
- 時代を経ることによって取捨選択されてきた生活の知恵と審美眼の結果がそこに蓄積されているとき、我々はそこにある種の個性、統一感、すなわち「空間の連続性」を感じ取る。



Hiroyuki Miura



Hiroyuki Miura



Hiroyuki Miura



Hiroyuki Miura

# 空間の連続性

- 建築物の様式や素材、町割や地形、樹木などに見られる**物理的・空間的な歴史の継承・変遷**
- 生活のルールや習慣など、人々の生活、営みに現れる**街のアクティビティの継承・変遷**

# 街のアクティビティの継承・変遷

- まちの活力の表現としての夜景（環境面から見ると好ましいことではないが、人々を元気づける力はある）



STAPORO

サッポロビール

BIG ECHO



カードは **アイス**



キャッシュオン  
**アエル**  
☎ 232-8111



**スロミス**

B1 ATMコーナー

BAR & RESTAURANT  
**タイキ** 3F  
タイキ・タイキ

**網場**

New Club  
摩天楼1番街

北の国  
豚っ貝家

月ネオ

3F

南島

Walicka

WALICKA

WALICKA

PEPSI



サッポロビール

SAPPORO

BIG BUMP

カードはーアース

エアール  
TEL 232-8111



プロミス

STAKI STAKI

3rd Floor  
Piano Bar  
Piano Club

日本酒



Walid

WALID



DC CARE

Enjoy  
**Coca-Cola**  
Coke

Yellow vertical sign with two oval shapes

**サッポロ**  
SAPPORO  
すずきのアメリカ

カードは **アース**

カードコーナー  
当ビル右角

キャパジツグ  
**アエル**  
TEL 232-8111



**スロエス**

**B1** ATMコーナー

3F  
RESTAURANT  
**イネ・テイキ**

3F New Club  
摩天楼12番街

北の味  
**厚っ貝亭**

2F 赤坂一丁目北酒場





OLIVE des OLIVE  
The Best of Japanese Fashion

PARCO

CENTRAL

OLIVE des OLIVE

OLIVE des OLIVE  
The Best of Japanese Fashion











Hiroyuki Miura



Hiroyuki Miura



Hiroyuki Miura



Hiroyuki Miura

# 街のアクティビティの継承・変遷

- まちの活力の表現としての煩雑さ（景観面から見ると一見好ましいことではないように見えるが、その景観がそのまちの個性を表現しているのであれば、これもアリ？）



ASAHI  
SUPER  
DRY

www.glico.com  
Glico  
THE RUNNING MAN  
10

まぐまぐ  
www.mag2.com

GC  
カード  
VISA

戸室 歯科

CHINTAI  
現金 即日 貸付

ツーカーホン関西

かほく

雪印



Hiroyuki Miura

クオー



道頓堀観光ビル

ロフテリア ハンバーガー

3F 4F 5F 6F

あじしごと作

Gylica

www.gylica.jp

まごころ





Hiroyuki Miura



Hiroyuki Miura



# 街のアクティビティの継承・変遷

- まちの活力の表現としての高さ（統一感のない多数の建物があるよりも、それらを一つの高層建築に集約した方が景観面から見ると好ましいこともある）



Hiroyuki Miura



Hiroyuki Miura



Hiroyuki Miura







Hiroyuki Miura



Hiroyuki Miura

- **都市を美しいと感じるとき、そこには何らかの統一感があり、その全体像がイメージされる。**
- **統一感をもたらしている多くの場所があり、それらに共通する個性が見出される。**

空間の連続性を保ち、  
豊かな都市景観を創り出すには

## (1) 建築デザインの主張をコントロール

- 建築が周囲から孤立した存在となって、そのデザインは建築家の表現力を顕示する対象となった。
- 周囲の街並みから孤立して自由なデザインに
- デザインコントロールが必要

## (2) 商業主義と個人主義による 連続性の欠如をなくす

- 商業地の都市デザインの目指す方向は「差別化」であり、“いかにして周囲との連続性を断ち切ってそこに別世界を出現させるか”、“人目を引く店作りができるか”にポイントが置かれている。
- 住宅地をつくるときも、多くの人々が規制のない自由を主張する。規制があることによって自由裁量の余地が狭まることを嫌う。
- 隣近所の建物でも、建物の形状・色彩に相互の関連性・共通性はまったくない。
- このような連続性を欠如させる空間づくりをやめること

	日本	ドイツ	フランス	イギリス	アメリカ
風景、景観を守る行政の責務 (主な規定など)	新たにできる景観基本法？ 美しい国づくり政策大綱 (2003)	ドイツ連邦自然保護法 (1987)「自然ならびに風景を人間の生存の拠地とし、保護、育成、発展させることを目的」 ドイツ連邦建設法典 (1987)「建築物と周辺との調和」	景観法 (1993)「土地占用計画 (POS) は、風景・景観に配慮しなければならぬ」 都市計画の目的として「自然及び景観の保護」を明記	開発規制への国のガイダンス 1 PPG の計画方針、主要政綱に「風景保全」を明確に位置付け。	国家環境政策法 (1969) (国家は)「全ての国民に安全で健康的、生産的ならびに美的に文化的に心地よい環境を保障する」
集権的一分権的 国家統一-独自型	建築コントロールは国一律 景観に関しては地方の取り組みが主体だが、規制力は弱い	完全分権型-州に権限 都市ごとの条例も重要	国家による統一的制度適用 ⇒分権化 1983 ZAP (ZPPAUP) で市町村からの地区指定の発動が認められた	国家による統一的制度 ⇒運用は地方政府に任されている	基本は州の権限 地方自治体が規定するときはそれが優先 連邦がオーバーライドする部分も
都市計画の特徴	●都市部-都市計画制度 ⇒空間開発保全の方針 (マスタープランとしては不平等) 土地用途区分 (規制項目少なく、ゆるやか) ⇒建築規制制度 ●都市計画区域外 農用地を除き、規制がほとんどない	●全国土を対象とする一元的土地利用規制 ⇒Fプラン+Bプラン (物束力計画) ⇒開発許可制度 ●建築物の建坪の制限では、原則として開発、建築が禁止 ●農地もプランに合致	●全国土を対象とする一元的土地利用規制 ⇒基本計画 (SD) +土地占用計画 (POS; 拘束的計画) ⇒開発許可制度	●全国土を対象とする一元的土地利用規制 ⇒デヘロップメント・プラン (ストラクチャー・プラン、ローカルプラン等) ⇒開発許可制度	●自治体ごとの総則制 ⇒マスタープラン (一部 +ゾーニング) ⇒敷地分割規制 ⇒建築許可制度
都市計画と風景計画の関係	都市計画の主要な目的とされていない。 ●現状の都市計画規制がゆるいため、一般部では、実効的な規制はない ●歴史地区、美観地区の活用 ●一部自治体による地区指定-ガイドライン策定など	都市計画の一環として実施 ●建築許可制度 ●計画体系 Fプラン (風景計画と合致) Bプラン (都市計画と合致)、 または建築法典	都市計画の一環として実施 ●基本計画、土地占用計画 (POS) に自然または都市の景観保護の規定 ●建築許可制度 建築物の立地、高さ、規模、構造が近隣の眺望-自然または都市の景観、モダンな眺望を損なう恐れのある時、不許可にできる規定	都市計画の一環として実施 ●グリーンベルト、登録建築物制度、保全地区、国立公園、特別自然美観地行き、特別景観保全地区などは全てDプランに反映⇒土地利用規制で実施 ⇒自治体行政官の裁量の範囲が広い	●美観を目的とする都市計画による私権制限:1954の半世紀以来美観は公共の財産。以降、美観、景観による都市計画制限をより広く認めている。 ●環境アセスメントによる影響評価 ●歴史的保存地区などで、詳細で厳しい規制を実施する自治体もある。 ●デザイン審査制度を持つ自治体も
手法1 眺望確保のための規制	金沢市、松本市、岡山市、横浜市で実例 規制力の弱さに課題	Bプランにおいて規定有り	●フュジー規制 (モニュメントに対する眺望をさえぎらないように最高高さ、壁面線を規制) パリ市内45地点など ●街路景観などは、POS等の一般の都市計画を活用	●ストラテジック・ビュー (国家的に重要な眺望):ロンドンで10箇所 国が指定⇒形成のデヘロップメントプランに反映 ●ローカルビュー (形成の身近で特徴的な眺望):自治体がデヘロップメントプランに記載	●自治体のゾーニングにより、規定例あり
手法2 歴史的地区など面的規制	文化財保護法の古蹟部建築部材保存地区 (1975)	Bプランまたは地価調整条例に詳細な建築形態や材質等の規制	●保全地区; マルロー法⇒建築物々に評価、対応を指示 ●ZPPAUP (建築、都市および風景の適宜の保護区域) ⇒景観規定を公益の地位権と設定、拘束力は、自治体により、厳しくも緩くもできる。	●保全地区制度:シビックアメニティ法 (1967) ~都市農村計画法 保全地区内での厳しい許可制度 ⇒デザインガイドラインの提示	●国家歴史保全法 (1966) の歴史地区 ●ゾーニングの中に歴史地区 ⇒歴史地区におけるデザインガイドライン
手法3 単体の建築物保存	文化財保護法の重要文化財、登録有形文化財	州ごとに保存文化財登録	●歴史的記念物指定 (周辺500mにも規制)(1943)~13500件の指定 ●上記保全地区、ZPPAUP内の保全	●モニュメント保存:古記念物保存法(1882) ~ ●登録建築物制度:都市農村計画法(1944)~ ●保全地区	●連邦の登録 ●州による登録 ●自治体によるもの

# 参考文献

- 1) 都市美研究会編(2002)「都市のデザイン <きわだつ> から <おさまる> へ」学芸出版社
- 2) 西村幸夫 + 町並み研究会編著(2000)「都市の風景計画」学芸出版社
- 3) 西田裕子、「美しい国づくり政策大綱」で美しい都市はできるか、季刊まちづくり創刊号(2003)